

事業年報概要

1. 総括

平成 29 年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

(1) 加入者数

平成 29 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第 1 表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が 3,893 万人、総人口の 30.8%、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が 2,944 万 3 千人、同 23.3%、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が 3,147 万 2 千人、同 24.9%であり、この 3 制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第 3 条第 2 項被保険者）（以下、「法第 3 条第 2 項」と略す。）は 1 万 7 千人、船員保険は 12 万 1 千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第 2 表である。平成 20 年度より後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、75 歳以上の者は後期高齢者医療制度の被保険者となり、75 歳以上の者に係る 75 歳未満の被扶養者は国保の被保険者になった。そのため、協会けんぽ、組合健保や国保等において、平成 20 年度は減少した。平成 21 年度以降を見ると、協会けんぽは一貫して増加している一方、組合健保は平成 26 年度までは減少していたが、平成 27 年度は横ば

い、平成 28 年度は短時間労働者の適用拡大が行われた影響で増加し、平成 29 年度はほぼ横ばいとなっている。国保は平成 21 年度以降も一貫して減少している。

(2) 被保険者数

被用者保険における制度別の被保険者数の推移をみたものが、第 3 表である。協会けんぽは、平成 20 年度は減少したが、平成 21 年度以降は再び増加している。組合健保は、平成 20 年度は増加したが、平成 21 年度から平成 24 年度までは減少し、平成 25 年度以降は再び増加している。共済組合は、平成 20 年度は減少し、平成 21 年度と平成 22 年度は増加し、平成 23 年度から平成 25 年度までは再び減少していたが、平成 26 年度以降は増加傾向になっている。対前年度伸び率の過去 10 年間の平均は、協会けんぽは 1.6%の増加、組合健保は 0.4%の増加となっている。

第 1 表 医療保障適用人口（平成 29 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,502	100.0
協会けんぽ	23,203	15,726	38,930	30.8
法第 3 条第 2 項	12	5	17	0.0
組合健保	16,468	12,975	29,443	23.3
船員保険	58	63	121	0.1
共済組合	4,514	4,184	8,697	6.9
国保	31,472	・	31,472	24.9
後期高齢者医療	17,219	・	17,219	13.6
生活保護法適用者	・	・	2,117	1.7

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成30年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成30年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

4. 共済組合は、平成28年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	16	30,337	144	9,023	39,492	13,458
21	34,828	17	29,951	141	9,118	39,098	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,189	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,101	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,000	37,678	15,168
25	35,643	18	29,273	127	8,914	36,927	15,436
26	36,392	19	29,131	125	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	29,136	124	8,774	34,687	16,237
28	38,071	19	29,463	122	8,697	32,940	16,778
29	38,930	17	29,443	121	—	31,472	17,219
	%	%	%	%	%	%	%
20	△ 4.4	△ 7.2	△ 1.7	△ 8.5	△ 3.7	△ 22.1	・
21	0.4	5.2	△ 1.3	△ 2.4	1.1	△ 1.0	3.2
22	0.0	2.9	△ 1.1	△ 3.0	0.8	△ 0.8	3.2
23	0.1	0.5	△ 0.4	△ 3.0	△ 1.0	△ 1.2	2.7
24	0.6	6.4	△ 0.5	△ 2.1	△ 1.1	△ 1.7	3.0
25	1.5	△ 3.6	△ 0.3	△ 1.8	△ 1.0	△ 2.0	1.8
26	2.1	1.6	△ 0.5	△ 1.6	△ 0.9	△ 2.7	2.1
27	2.1	3.5	0.0	△ 1.1	△ 0.7	△ 3.5	3.0
28	2.4	0.8	1.1	△ 1.3	△ 0.9	△ 5.0	3.3
29	2.3	△ 13.6	△ 0.1	△ 1.0	—	△ 4.5	2.6
10年平均	0.7	△ 0.5	△ 0.5	△ 2.6	—	△ 4.7	・

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 平成29年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険における制度別被保険者数の推移（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,394	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,465	39,777
22	19,580	12	15,574	60	4,523	39,749
23	19,631	12	15,553	59	4,512	39,766
24	19,871	13	15,537	58	4,501	39,980
25	20,303	12	15,598	58	4,491	40,462
26	20,902	12	15,644	58	4,493	41,109
27	21,577	13	15,811	58	4,504	41,964
28	22,428	13	16,284	58	4,514	43,297
29	23,203	12	16,468	58	—	—
	%	%	%	%	%	%
20	△ 1.6	△ 3.1	0.2	△ 1.8	△ 0.1	△ 0.7
21	0.1	4.9	△ 1.2	△ 1.4	1.6	△ 0.2
22	0.3	2.9	△ 0.9	△ 1.4	1.3	△ 0.1
23	0.3	1.7	△ 0.1	△ 2.1	△ 0.3	0.0
24	1.2	5.9	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.2	0.5
25	2.2	△ 4.4	0.4	△ 0.6	△ 0.2	1.2
26	2.9	1.8	0.3	△ 0.2	0.0	1.6
27	3.2	4.1	1.1	0.3	0.2	2.1
28	3.9	1.8	3.0	0.2	0.2	3.2
29	3.5	△ 11.3	1.1	0.4	—	—
10年平均	1.6	0.3	0.4	△ 0.7	—	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 平成29年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3) 標準報酬月額 averages

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。平成29年度末の協会けんぽは28万7千円、組合健保は37万1千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは1.0%増加、組合健保は0.4%増加している。

第1図は、協会けんぽと組合健保の標準報酬月額

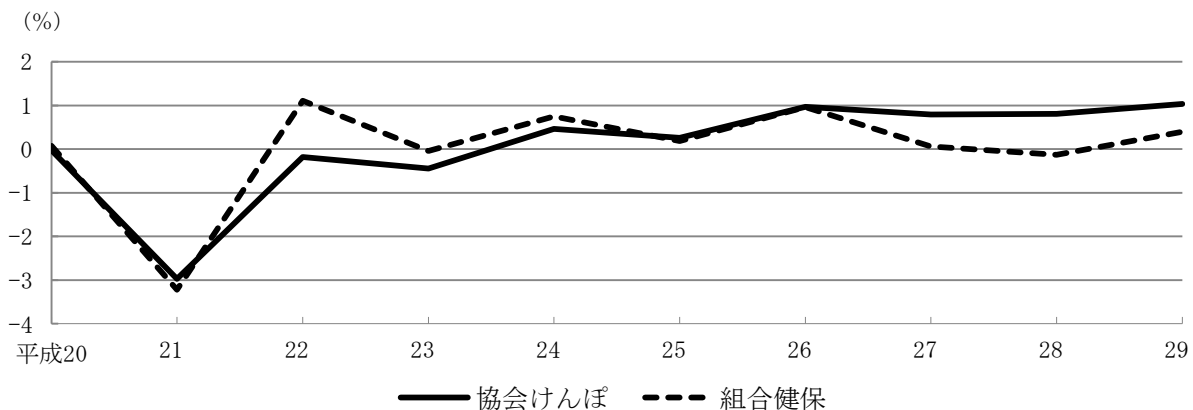
の平均の対前年度伸び率推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成20年度と平成21年度は同程度であったが、平成22年度から平成24年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成25年度と平成26年度は再び同程度の伸びとなり、平成27年度以降は協会けんぽの方が高めに推移している。

第4表 制度別標準報酬月額の平均（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	387,115	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,867	388,989	411,900	1,416	797
25	277,116	13,578	366,541	394,456	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	370,072	397,567	415,565	1,444	830
27	282,001	13,991	370,300	407,025	415,960	1,396	804
28	284,285	14,176	369,817	412,609	418,812	1,388	828
29	287,218	14,266	371,293	416,647	—	—	840
	%	%	%	%	%	%	%
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	0.9
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.3	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	0.2	1.4	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	1.0	0.8	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	0.1	2.4	0.1	△ 3.3	△ 3.1
28	0.8	1.3	△ 0.1	1.4	0.7	△ 0.6	3.0
29	1.0	0.6	0.4	1.0	—	—	1.4
10年平均	0.1	0.8	0.0	0.6	—	—	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。
 3. 平成29年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末）



(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽ、組合健保、後期高齢者医療は、平成19年度以降増加しており、国保は、平成27年度までは増加していたが、平成28年度以後は減少している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。平成29年度の協会けんぽは17万8千円、組合健保は15万8千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは2.4%増加、組合健保は2.3%増加している。

第2図は、協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成21年度から平成24年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成25年度は協会けんぽの方が高めに推移し、平成26年度は同程度に推移し、平成27年度は協会けんぽの方が高めに推移し、平成28年度以降は同程度に推移している。過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽは2.1%の増加、組合健保は2.2%の増加となっている。

第5表 制度別医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	258	12,580	110,787	120,869	337,509
22	54,515	23	41,062	242	13,126	113,285	127,554	349,806
23	55,615	21	41,917	244	13,451	115,850	133,486	360,583
24	56,476	20	42,400	243	13,375	116,546	137,226	366,285
25	58,078	20	42,667	239	13,331	117,783	142,260	374,379
26	60,230	21	43,422	238	13,442	118,175	145,453	380,980
27	64,145	22	44,926	242	13,727	120,272	152,111	395,444
28	65,675	19	45,169	246	13,513	115,023	153,908	393,553
29	68,967	12	46,476	244	—	112,407	—	—
	%	%	%	%	%	%	%	%
20	2.4	△ 12.9	2.9	0.1	1.5	1.8	1.4	1.9
21	1.8	△ 7.4	1.6	△ 1.8	2.0	2.4	5.6	3.3
22	3.2	4.9	2.2	△ 6.2	4.3	2.3	5.5	3.6
23	2.0	△ 9.1	2.1	0.9	2.5	2.3	4.7	3.1
24	1.5	△ 4.5	1.2	△ 0.4	△ 0.6	0.6	2.8	1.6
25	2.8	4.0	0.6	△ 1.5	△ 0.3	1.1	3.7	2.2
26	3.7	3.7	1.8	△ 0.4	0.8	0.3	2.2	1.8
27	6.5	1.7	3.5	1.7	2.1	1.8	4.6	3.8
28	2.4	△ 10.8	0.5	1.5	△ 1.6	△ 4.4	1.2	△ 0.5
29	5.0	△ 37.5	2.9	△ 0.7	—	△ 2.3	—	—
10年平均	3.1	△ 7.7	1.9	△ 0.7	—	0.6	—	—

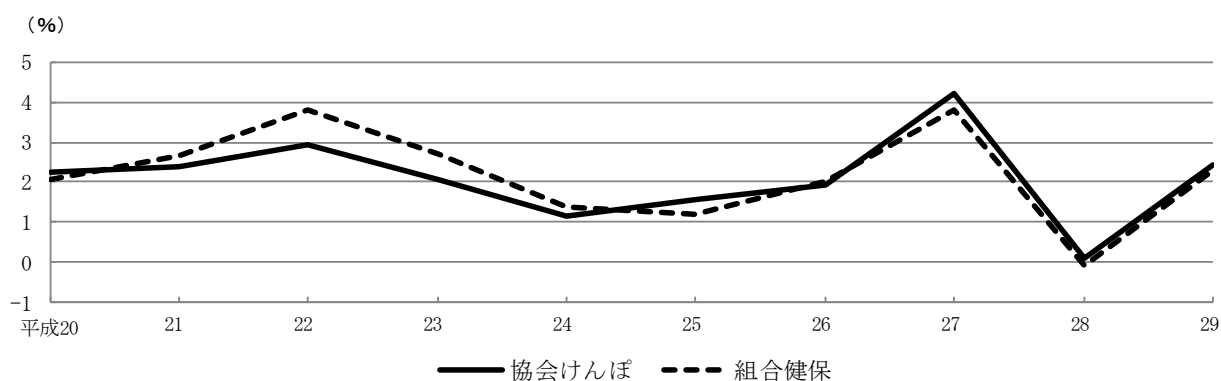
- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、平成20年度以前は2～1ベース、平成21年度以降は4～3ベースである。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成29年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,535	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,205	181,406	139,622	280,413	885,340
22	156,212	129,283	138,243	175,082	144,260	289,168	904,818
23	159,465	115,946	142,006	182,340	147,592	298,905	919,544
24	161,306	105,434	143,976	185,655	148,483	305,433	918,440
25	163,817	114,058	145,673	186,774	149,661	314,340	930,496
26	166,944	113,847	148,583	189,229	152,308	322,999	934,008
27	173,961	112,986	154,259	194,728	156,817	339,242	951,679
28	174,122	99,689	154,105	199,852	156,406	338,799	932,611
29	178,353	68,310	157,618	200,755	—	348,571	—
	%	%	%	%	%	%	%
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.4	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.7	0.7	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 3.5	3.3	3.1	2.2
23	2.1	△ 10.3	2.7	4.1	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.4	1.8	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.2	1.2	0.6	0.8	2.9	1.3
26	1.9	△ 0.2	2.0	1.3	1.8	2.8	0.4
27	4.2	△ 0.8	3.8	2.9	3.0	5.0	1.9
28	0.1	△ 11.8	△ 0.1	2.6	△ 0.3	△ 0.1	△ 2.0
29	2.4	△ 31.5	2.3	0.5	—	2.9	—
10年平均	2.1	△ 7.5	2.2	1.4	—	2.8	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、平成20年度以前は2～1ベース、平成21年度以降は4～3ベースである。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成29年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

協会けんぽ（法第3条第2項を除く）の適用状況の推移をみたものが、第7表である。平成29年度末の被保険者数は、2,320万3千人（前年度末

より77万5千人、3.5%増）、被扶養者数は1,572万6千人（同8万3千人、0.5%増）であり、扶養率は0.678（同0.019ポイント減）である。

被保険者数を男女別にみると、男子は1,405万5千人、女子は914万9千人であり、前年度末に比べると男子は3.2%増、女子は3.9%増となって

いる。被保険者のうち女子の占める割合は39.4%である。

被扶養者数を男女別にみると、男子は543万3千人、女子は1,029万3千人であり、前年度末と比較すると男子は0.9%増、女子は0.3%増となっている。被扶養者のうち女子の占める割合は65.5%である。

平成29年度末の適用事業所数は211万3千事業所であり、前年度末と比較すると6.0%増加している。1事業所当たりの被保険者数は2.4%減少して10.98人となっている。

平成29年度の被保険者1人当たり標準賞与額の平均（標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額）は31万8千円で、前年度と比較すると1.8%の増加となっている。

平成19年度以降における適用種別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、平成20年度の後期高齢者医療制度創設の影響のため、前年度末と比べて35万人（1.8%）の減少となり、平成21年度においても減少したが、平成22年度以降は増加しており、平成29年度は前年度末と比べて78万人（3.5%）の増加となっている。平成29年度末の任意適用被保険者数は18万3千人（対前年度比4.4%増）、任

意継続被保険者数は26万2千人（同4.3%減）となっており、平成22年4月1日からの国民健康保険料（税）の軽減制度の施行が減少理由の一つと考えられる。

標準報酬月額別の分布を協会けんぽ（9月30日現在）と組合健保（10月1日現在）で比較したものが、第4図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均は、協会けんぽでは28万8千円であり、組合健保（特例退職被保険者を除く）の37万2千円に比べて8万5千円程度低くなっている。

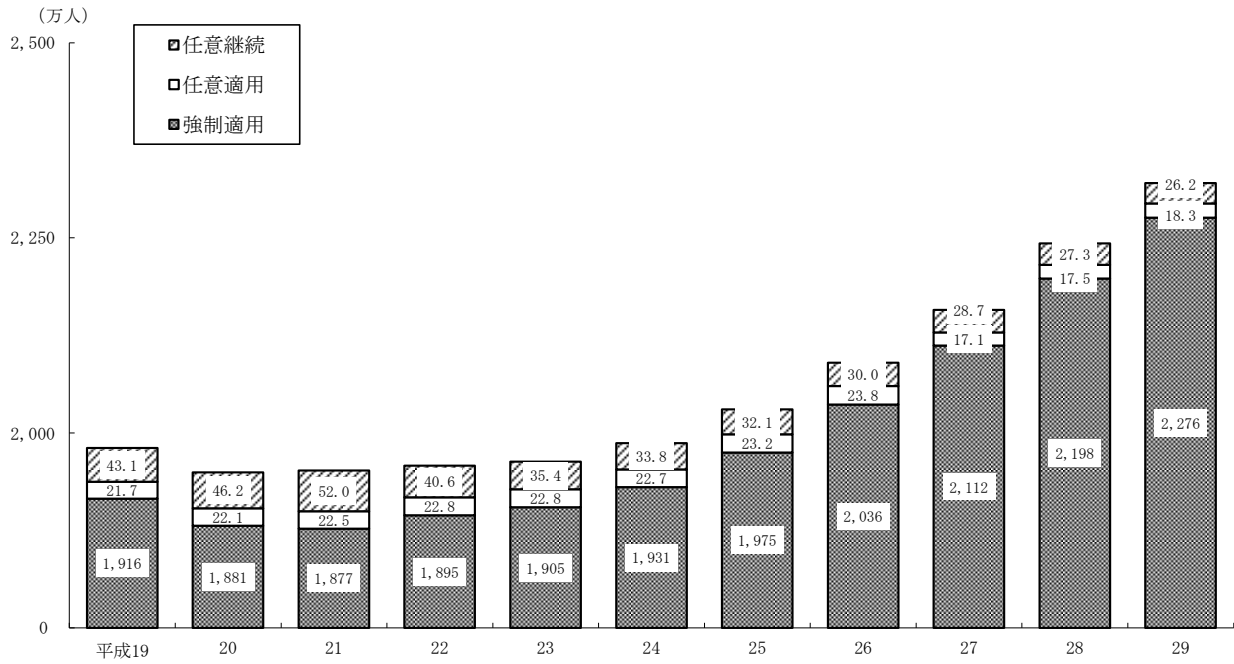
協会けんぽの被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布をみたものが、第5図である。被保険者は、40～44歳が13.1%と最も多く、ついで45～49歳が12.7%、35～39歳が11.1%となっている。60歳以上は、60～64歳が8.6%、65～69歳が5.7%、70歳以上が2.1%となっている。また、15～19歳は0.7%である。被扶養者は、10～14歳及び15～19歳が14.0%と最も多く、ついで5～9歳が13.7%となって、20歳未満で50%を超えている。平均年齢は、被保険者が45.0歳、被扶養者が26.3歳である。

第7表 協会けんぽの適用状況の推移（年度末）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度末比 (%)
被保険者数（千人）	20,303	20,902	21,577	22,428	23,203	3.5
男子	12,413	12,773	13,162	13,621	14,055	3.2
女子	7,890	8,129	8,415	8,807	9,149	3.9
被扶養者数（千人）	15,340	15,491	15,587	15,643	15,726	0.5
男子	5,212	5,280	5,333	5,385	5,433	0.9
女子	10,128	10,211	10,254	10,258	10,293	0.3
扶養率	0.756	0.741	0.722	0.697	0.678	△ 2.8
事業所数（千事業所）	1,681	1,750	1,859	1,994	2,113	6.0
1事業所あたり被保険者数（人）	12.08	11.94	11.61	11.25	10.98	△ 2.4
標準報酬月額の平均（円）	277,116	279,789	282,001	284,285	287,218	1.0
男子	313,606	316,731	319,064	322,702	325,796	1.0
女子	219,705	221,738	224,031	224,870	227,953	1.4
標準賞与額の平均（円）	300,171	305,254	308,807	312,125	317,690	1.8
男子	334,368	341,479	345,903	350,566	357,823	2.1
女子	248,997	250,482	252,593	254,325	257,503	1.2

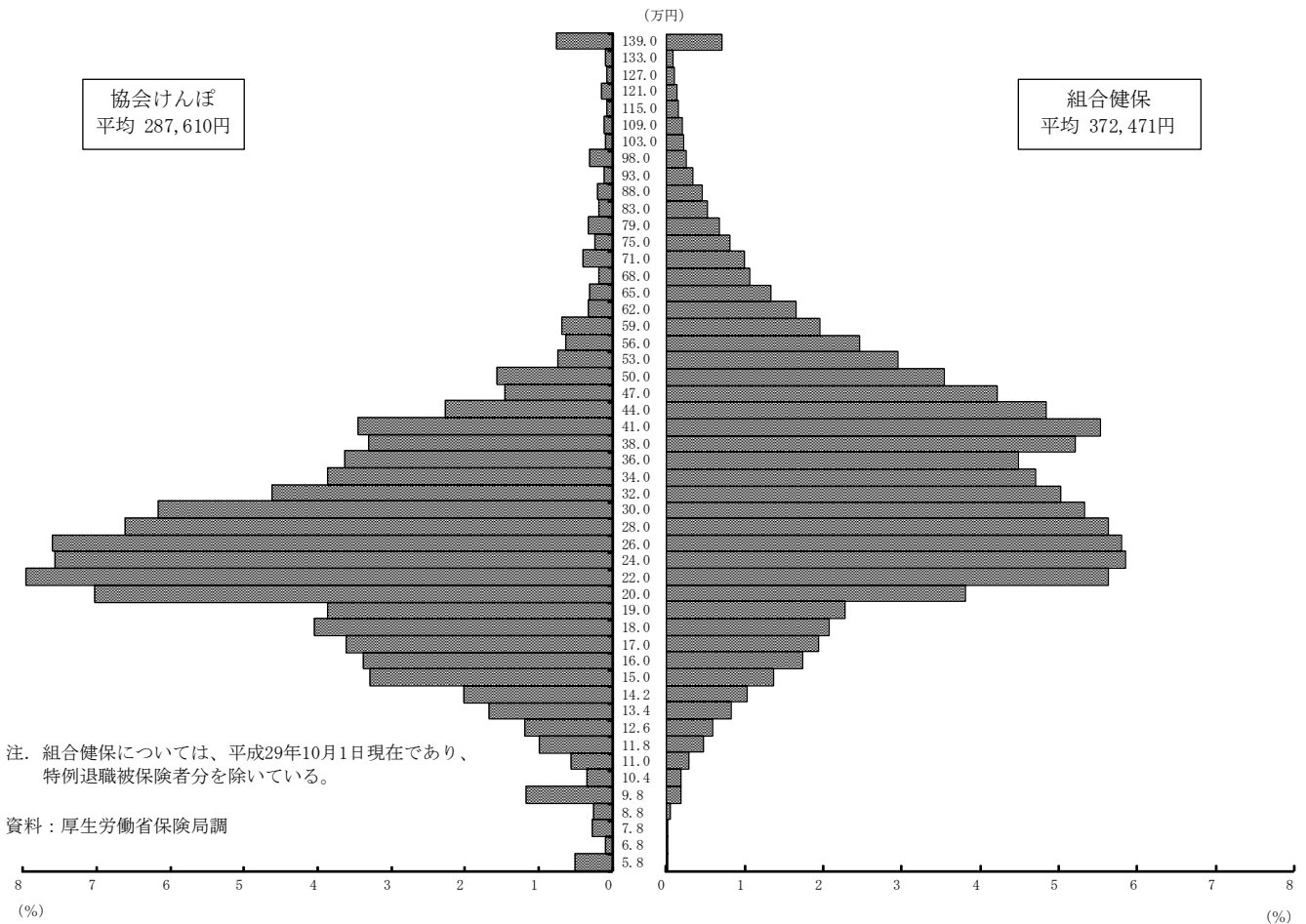
注：標準賞与額の平均は標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額である。

第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末）

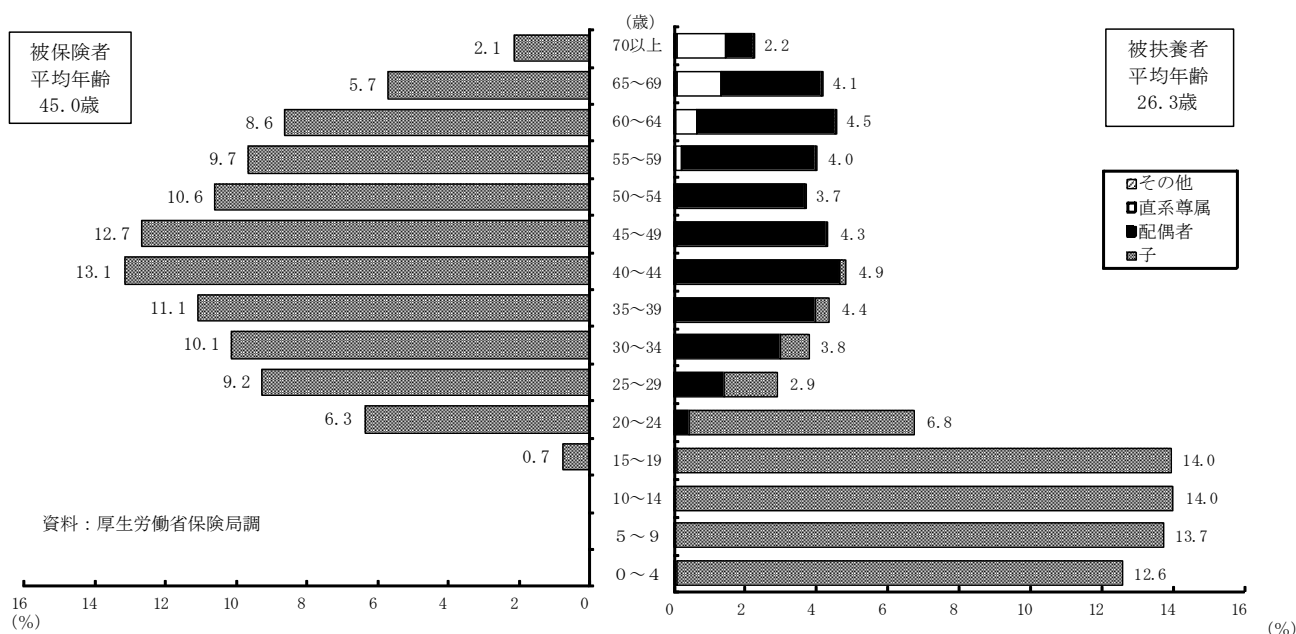


注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

第4図 標準報酬月額別被保険者構成割合（平成29年9月30日現在）



第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（平成29年9月30日現在）



(2) 給付状況

平成29年度の保険給付費の状況をみたものが、第8表である。総額は5兆8,087億円となり、前年度と比較すると5.0%増加している。

保険給付費の内訳を見ると、被保険者分は全体の55.7%、被扶養者分は37.3%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の7.0%となっている。保険給付費のうち、医療給付費は5兆3,773億円で92.6%を占めており、前年度と比較すると2,586億円(5.1%)増加している。また、医療給付費のうち78.7%は入院・入院外・歯科で占めており、4兆2,298億円(対前年度比4.8%増)となっている。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は4,314億円となっており、前年度と比較すると4.4%の増加となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は3,395億円(同5.9%増)、被扶養者分は919億円(同1.1%減)となっている。その他の現金給付費のうち44.9%は傷病手当金で1,935億円(同6.0%増)であり、38.8%は出産育児一時金で1,675億円(同3.2%増)となっている。

(3) 医療費の状況

平成29年度の医療費の状況をみたものが、第9表である。総額は6兆8,967億円となり、前年度と比べ5.0%増加している。

医療費の内訳を見ると、入院は1兆8,962億円(全体の27.5%)、入院外は2兆7,151億円(同39.4%)、歯科は7,431億円(同10.8%)、薬剤支給は1兆3,514億円(同19.6%)となっている。

平成29年度の実効給付率(医療費に占める医療給付費の割合)は78.0%であり、前年度と同じ水準になっている。

加入者一人当たり医療費の推移をみたものが、第10表である。平成29年度の加入者一人当たり医療費をみると、178,353円(対前年度比2.4%増)であり、入院は49,037円(同2.2%増)、入院外は70,214円(同2.1%増)、薬剤支給は34,947円(同4.1%増)となっている。

第8表 協会けんぽの保険給付費の状況（平成29年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 一般	高齢受給者 現役並み所得	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	28,983	20,723	3,197	711	158	0.03	53,773	92.6%
入院	8,567	6,601	1,249	277			16,694	28.7%
入院外	10,980	7,946	1,143	256			20,325	35.0%
歯科	3,184	1,874	180	40			5,279	9.1%
薬剤支給	5,480	3,700	594	133			9,907	17.1%
入院時食事療養費・生活療養費 （標準負担額差額支給を除く）	121	121	23	4			269	0.5%
訪問看護療養費	21	96	8	1			127	0.2%
療養費	526	300					826	1.4%
高額療養費	105	83			158		346	0.6%
その他	0.15	0.12				0.03	0.31	0.0%
その他現金給付費	3,395	919					4,314	7.4%
傷病手当金	1,935						1,935	3.3%
埋葬料	12	7					19	0.0%
出産育児一時金	763	912					1,675	2.9%
出産手当金	685						685	1.2%
合計	32,378	21,642	3,197	711	158	0.03	58,087	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）と移送費の合計である。
 注2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第9表 協会けんぽの医療費の状況（平成29年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 一般	高齢受給者 現役並み所得	合計	割合
入院	9,734	7,574	1,344	310	18,962	27.5%
入院外	14,898	10,560	1,351	341	27,151	39.4%
歯科	4,531	2,620	223	56	7,431	10.8%
薬剤支給	7,587	5,019	724	185	13,514	19.6%
入院時食事療養費・生活療養費	258	256	48	9	569	0.8%
訪問看護療養費	29	132	10	2	172	0.2%
療養費	747	421			1,168	1.7%
移送費	0.04	0.03			0.07	0.0%
合計	37,784	26,582	3,698	903	68,967	100.0%

注. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

第10表 協会けんぽの加入者一人当たり医療費の推移

（単位：円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度末比 （%）
	入院	45,716	46,379	47,539	47,979	49,037
入院外	65,095	66,123	68,437	68,766	70,214	2.1
歯科	17,648	18,221	18,533	18,876	19,217	1.8
薬剤支給	30,609	31,405	34,581	33,566	34,947	4.1
入院時食事療養費・生活療養費	1,540	1,517	1,515	1,477	1,473	△ 0.3
訪問看護療養費	247	286	334	384	445	15.8
療養費	2,961	3,013	3,023	3,073	3,020	△ 1.7
移送費	0	0	0	0	0	△ 44.3
合計	163,817	166,944	173,961	174,122	178,353	2.4

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県別の状況

(1) 適用状況

平成 29 年度の適用状況を都道府県別にみたものが、第 11 表である。

平成 29 年度末現在の加入者数が最も多いのは東京都で 466 万 7 千人であり、最も少ない鳥取県の 20 万 5 千人の約 23 倍となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄県で 0.833 であり、ついで奈良県が 0.806、和歌山県が 0.761 となっている。一方、最も低いのは東京都で 0.570 であり、ついで岩手県が 0.610、山形県が 0.612 となっている。

平均総報酬額が最も高いのは東京都で 419 万 3 千円であり、最も低い沖縄県の 317 万 6 千円の約 1.3 倍となっている。

平成 29 年 9 月 30 日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田県で 40.0 歳であり、ついで北海道が 39.3 歳、青森県が 38.7 歳となっている。一方、最も低いのは沖縄県で 34.5 歳であり、ついで愛知県が 36.5 歳、鹿児島県が 36.7 歳となっている。

(2) 医療費の状況

平成 29 年度の加入者 1 人当たり医療費を都道府県別にみたものが、第 6 図である。

1 人当たり医療費が最も高いのは佐賀県で、全国平均の 178,344 円と比べ、+25,480 円であり、その内訳は入院が+14,993 円、入院外が+9,771 円、歯科が△282 円、その他が+999 円となっている。一方、最も低いのは沖縄県で、全国平均と比べ△13,970 円であり、その内訳は、入院が+3,727 円、入院外が△14,029 円、歯科が△3,013 円、その他が△656 円となっている。

都道府県別の 1 人当たり医療費は、各都道府県の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この影響による医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県別にみたものが、第 7 図である。

第 6 図の 1 人当たり医療費が最も高い佐賀県は、地域差指数でも最も高くなっている。一方、1 人当たり医療費が最も低い沖縄県では、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の違いによる影響を除

去した地域差指数では、低いほうから数えて 17 番目の都道府県となっている。

地域差指数の高い 10 都道府県について、入院及び入院外に着目すると、長崎県の入院外を除き、いずれも全国平均を超えている。特に、佐賀県、香川県、徳島県、山口県では、入院、入院外がともに高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い 10 都道府県について、内訳をみると、滋賀県を除いて、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均未満となっている。特に、新潟県は、入院、入院外がともに低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀県と、最も低い新潟県について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第 8 図である。

佐賀県では、入院はすべての年齢階級でプラスに寄与しており、特に 60～64 歳、65～69 歳で寄与が大きくなっている。また、入院外は 10～14 歳を除いてプラスに寄与しており、特に 0～4 歳、55～59 歳、65～69 歳で寄与が大きくなっている。新潟県では、5～9 歳、25～29 歳、30～34 歳を除いて入院、入院外がともにマイナスに寄与しており、特に 40 歳以上の各年齢階級で寄与が大きくなっている。

上記 2 県について、各年齢階級の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第 9 図である。

佐賀県では、10～14 歳を除く各年齢階級がプラスの乖離率となっており、特に 15～19 歳、65～69 歳で乖離の幅が大きくなっている。新潟県では、すべての年齢階級がマイナスの乖離率となっており、55～59 歳で乖離の幅が最も大きくなっている。

第 8 図と第 9 図を比較すると、佐賀県、新潟県ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

(注) 地域差指数の計算は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} \text{A 県の地域差指数} &= \frac{\sum (\text{A 県の年齢階級別加入者 1 人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者 1 人当たり医療費}} \end{aligned}$$

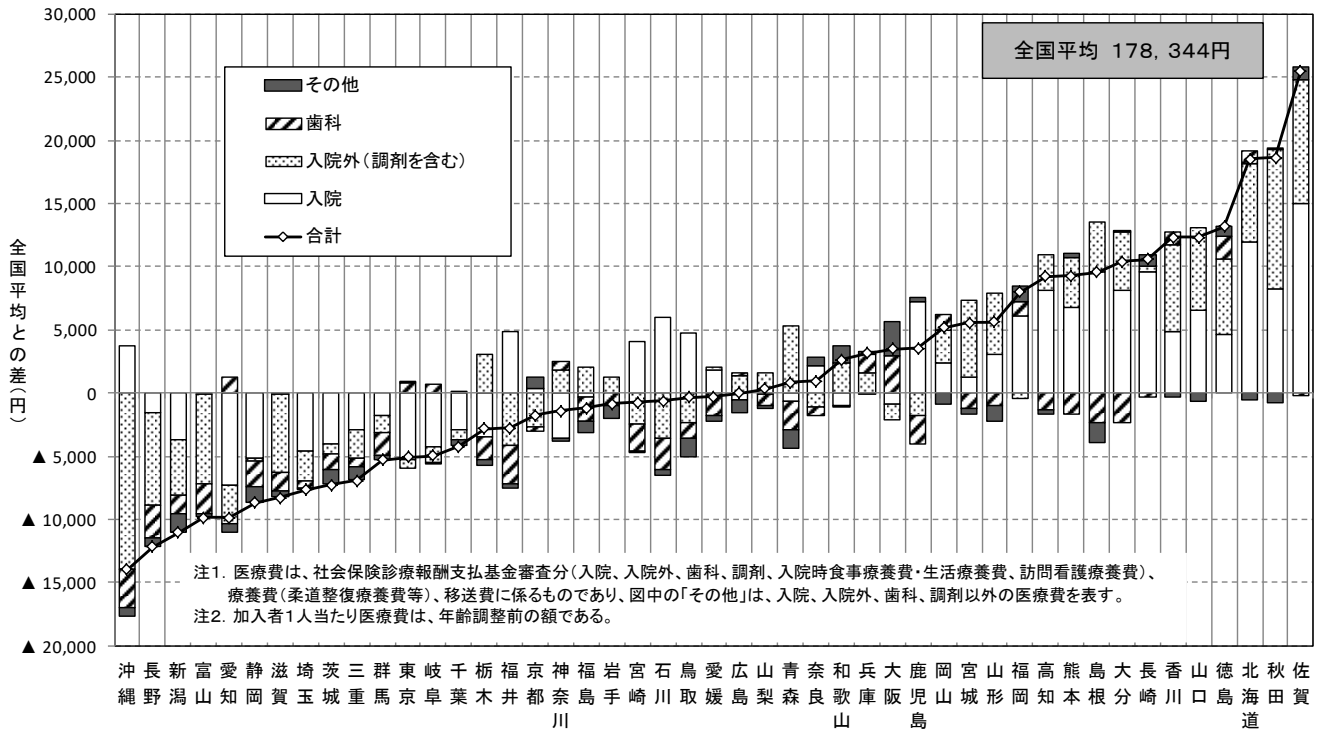
第11表 都道府県別適用状況（平成29年度）

	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
	被保険者	被扶養者				被保険者	被扶養者	
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全 国	38,930	23,203	15,726	0.678	3,851	37.5	45.0	26.3
北海道	1,788	1,060	728	0.687	3,624	39.3	46.3	28.9
青 森	445	272	174	0.639	3,209	38.7	45.7	27.6
岩 手	416	258	158	0.610	3,319	38.7	45.9	26.8
宮 城	744	452	292	0.646	3,587	38.1	45.2	27.1
秋 田	331	203	128	0.629	3,197	40.0	46.5	29.5
山 形	400	248	152	0.612	3,388	38.4	45.5	26.7
福 島	674	411	263	0.640	3,629	37.8	45.3	26.1
茨 城	694	418	277	0.662	3,873	37.5	45.0	26.1
栃 木	529	317	212	0.668	3,813	37.6	45.1	26.3
群 馬	619	362	256	0.707	3,868	37.6	45.3	26.6
埼 玉	1,327	788	539	0.684	4,015	37.7	45.5	26.4
千 葉	947	571	376	0.659	3,943	38.0	45.6	26.6
東 京	4,667	2,972	1,695	0.570	4,193	37.9	44.3	26.8
神 奈 川	1,566	948	618	0.652	4,173	38.1	45.6	26.4
新 潟	819	494	325	0.658	3,586	38.0	45.4	26.7
富 山	413	255	158	0.620	3,842	38.0	45.7	25.5
石 川	446	273	173	0.637	3,785	37.4	45.1	25.1
福 井	294	180	114	0.634	3,716	37.6	45.5	25.1
山 梨	253	150	104	0.693	3,771	37.8	45.7	26.4
長 野	650	389	261	0.672	3,699	37.6	45.7	25.4
岐 阜	757	436	321	0.736	3,950	37.2	45.3	26.2
静 岡	1,018	616	403	0.654	3,904	37.8	45.6	25.8
愛 知	2,464	1,448	1,016	0.702	4,173	36.5	44.0	25.8
三 重	512	305	206	0.675	3,885	37.3	44.8	26.2
滋 賀	351	203	148	0.729	3,868	36.8	44.8	25.8
京 都	882	514	368	0.717	3,996	37.2	44.8	26.5
大 阪	3,373	1,937	1,436	0.741	4,119	36.7	44.3	26.5
兵 庫	1,495	861	633	0.735	3,983	37.2	45.0	26.6
奈 良	321	178	143	0.806	3,840	37.2	45.2	27.3
和 歌 山	297	169	128	0.761	3,672	37.4	45.5	26.8
鳥 取	205	125	80	0.637	3,315	37.6	45.4	25.3
島 根	251	152	99	0.647	3,387	38.0	46.0	25.6
岡 山	717	425	292	0.686	3,739	36.8	44.6	25.3
広 島	1,081	636	445	0.701	3,825	37.1	45.1	25.7
山 口	433	257	176	0.682	3,760	38.3	46.2	26.7
徳 島	269	162	107	0.661	3,542	37.7	45.1	26.4
香 川	388	230	158	0.688	3,683	37.3	45.2	25.8
愛 媛	529	308	221	0.720	3,606	37.1	45.0	26.1
高 知	255	155	100	0.645	3,494	37.9	45.8	25.6
福 岡	1,893	1,093	801	0.733	3,762	36.8	44.7	25.9
佐 賀	299	173	125	0.724	3,446	37.2	45.3	26.0
長 崎	462	271	191	0.707	3,429	37.7	45.7	26.1
熊 本	636	378	258	0.681	3,432	37.0	45.1	25.0
大 分	425	248	177	0.715	3,508	37.7	45.7	26.5
宮 崎	403	237	167	0.704	3,359	36.8	45.5	24.4
鹿 児 島	617	354	263	0.742	3,421	36.7	45.5	24.7
沖 縄	578	315	263	0.833	3,176	34.5	43.8	23.2

(注) 1. 加入者数、扶養率は年度末現在、平均年齢は平成29年9月30日現在。
 2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

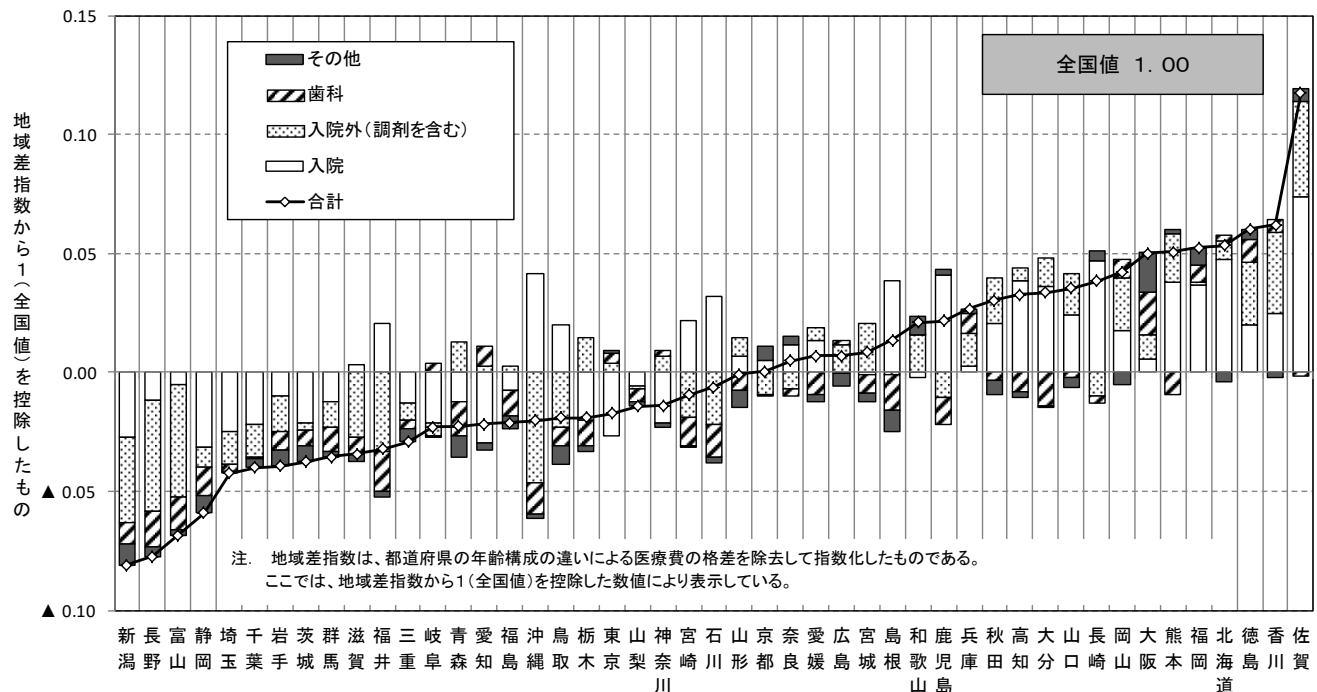
第6図 都道府県別 加入者1人当たり医療費の状況（全国平均との差）（平成29年度）

・年齢調整前の1人当たり医療費(実額)であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

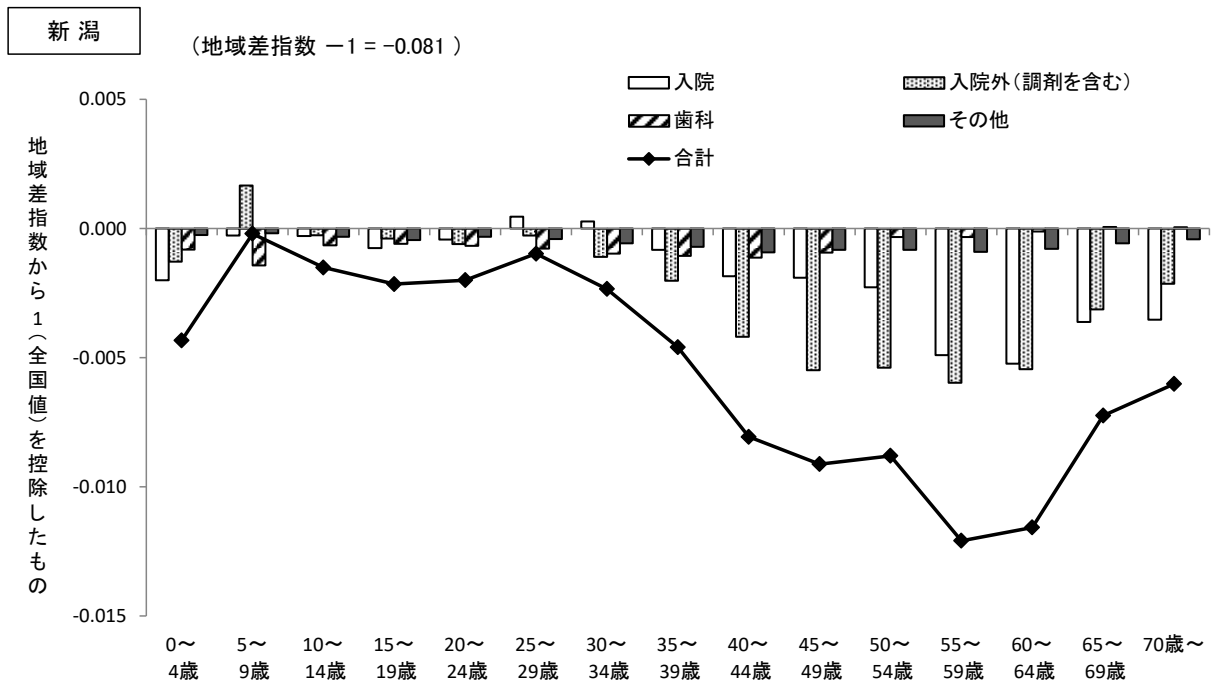
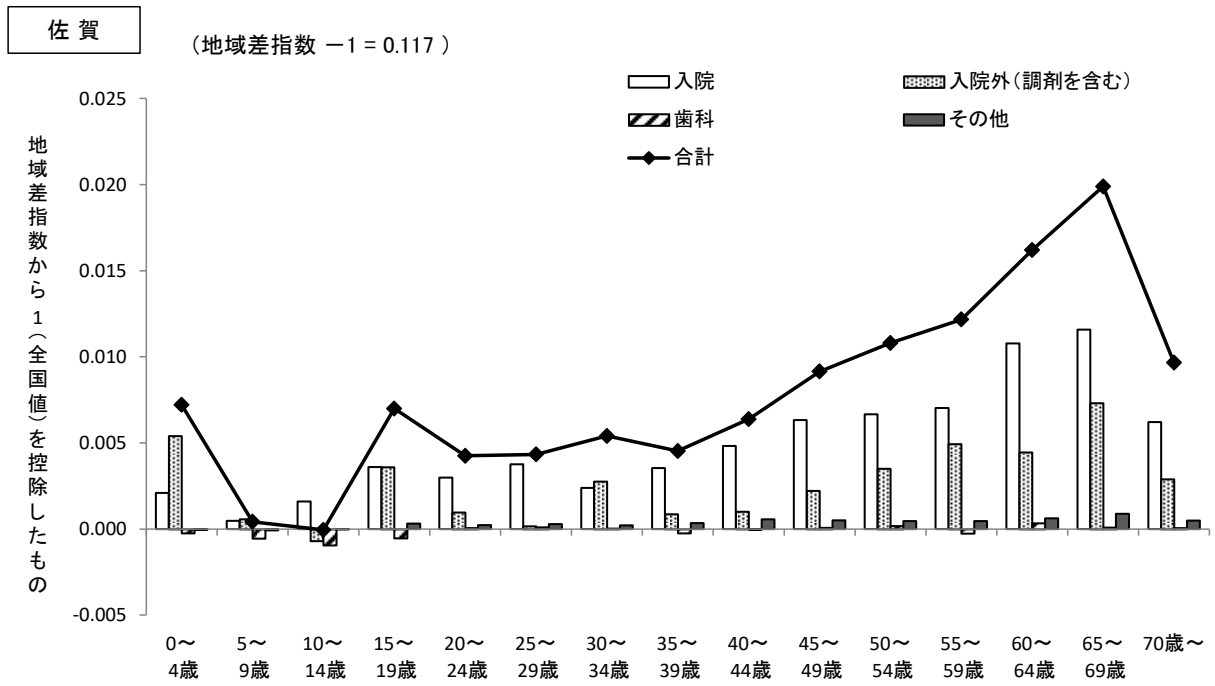


第7図 都道府県別 地域差指数の比較（平成29年度）

・1人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去(年齢調整)しているため、医療費の地域差を比較することが可能。



第8図 地域差指数の年齢階級別内訳 (平成29年度)



第9図 年齢階級別1人当たり医療費の全国平均との乖離率
及び診療種別寄与度分解 (平成29年度)

